

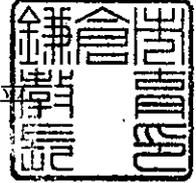
鎌教委教総第6009号

令和8年(2026年)2月3日

鎌倉市議会議長 中澤 克之 様

鎌倉市教育委員会

教育長 高橋 洋平



文書による質問への回答について(送付)

令和8年(2026年)1月20日付け鎌議調第675号で依頼のありました標記の件について、鎌倉市議会基本条例第7条第5項の規定により、別紙のとおり答弁書を送付いたします。



【事務担当】

教育総務課 総務担当(内線2454)

議会受付番号	文書質問第 22 号
質問者	重黒木優平議員
答弁する者	教育長 (教育文化財部教育指導課)

## 文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項の規定に基づく文書質問第 22 号の質問について、次のとおり答弁いたします。

### 1 質問の内容

(1) 就学支援委員会を経て特別支援学級への入級が決定した児童の家庭に送付される「就学及び特別支援学級入級承認通知書」において、知的障害学級と自閉症・情緒障害学級の種別が記載されていない理由を伺う。

(2) 特別支援学級に在籍する児童の個別の指導計画において、在籍上の籍（知的障害学級/自閉症・情緒障害学級）を明記している学校を伺う。

(3) 知的障害学級と自閉症・情緒障害学級について、原則として学級を分けて運営している小学校と、合同で運営している小学校をそれぞれ伺う。

なお、分けて運営とは、朝の会や時間割を学級ごとに設定している運営形態を想定している。

### 2 質問の理由

就学相談において、知的障害学級と自閉症・情緒障害学級それぞれについての説明が、教育指導課から十分になされなかったと受け止めている家庭がある。知的障害学級と自閉症・情緒障害学級では教育課程が異なっており、我が子がどちらの学級に属するのかをすることは、家庭にとって当然の権利である。どちらの学級が我が子にとってより適切であるかを家庭として考えることは、ごく自然なことである。にもかかわらず、就学相談の段階で両学級の違いが十分かつ均等に説明されていない事例があり、加えて「就学及び特別支援学級入級承認通知書」においても学級種別の記載がなされていない。この点は、保護者が子どもの教育環境を理解し判断するうえで、課題があると言わざるを得ない。

また、教育課程が異なる知的障害学級と自閉症・情緒障害学級を分けず、合同で学級運営を行っている小学校が市内に存在する。知的障害学級では各教科等を合わせた指導に基づき学習内容を組み立てることができる一方、自閉症・情緒障害学級では、基本的に学年相当の学習内容を中心に学習が構成される。このため、両学級を合同で運営している場合、ある児童には合科的な学習内容を、別の児童には学年相当の学習内容を同一の時間帯で提供する状況が恒常的に生じることになる。そのような状況下で、特別支援学級に在籍するすべての児童に対し、個々の実態に応じた学習計画に基づく授業を、安定的かつ継続的に

提供できているのかという点は、検証が必要である。さらに、我が子がどの学級に属しているかを知らされていない家庭と学校とが、個別の指導計画の作成や評価にあたり、十分にきめ細やかな合意形成を図ることができるのかという点も、看過できない課題である。

令和7年度には、市内すべての小学校に特別支援学級の設置が完了した。校内フリースペースや由比ガ浜中学校においては、「個別最適な学び」や「学習者中心の学び」が実現できる環境として積極的に発信され、全国から多くの視察を受けている。一方で、特別支援学級は、それらの取組以前から鎌倉市に存在し、長年にわたり児童一人ひとりに応じたカリキュラムの作成と実施が行われてきた。こうした状況を踏まえ、特別支援学級においても、各学校の教育課程や学級運営の在り方が家庭に対して適切に説明され、個別最適な学びが実質的に保障されているのかを確認したい。

### 3 答弁

特別支援学級では、児童生徒の障害や発達段階、特性等を踏まえ、学習上又は生活上の困難を改善又は克服するために、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導及び支援を行っています。学級の種別は知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症・情緒障害に分けられていますが、本人の教育的ニーズが複数の学級種別にまたがるケースもあるため、子どもを中心に据えて指導や支援の在り方を考えながら、優先すると考えられる教育的ニーズを基に学級種別を決定しているところです。

特別支援学級の学級運営は、児童生徒ごとの個別の指導計画に基づき個々の学習計画を設定した上で、在籍している児童生徒の実態に応じて取り組んでいます。病弱学級、弱視学級や難聴学級は、その障害特性から単独での学級運営が望ましいケースが多く、原則として単独運営としています。一方で、知的障害学級と自閉症・情緒障害学級は、両方の障害特性のある児童生徒が多く、令和7年度は全校が多くの時間を合同で運営しています。しかしながら、支援級合同での活動によってより高い教育効果が期待できる場面もあれば、交流級や学級種別ごとに分かれて活動した方が良い場面もあり、在籍する児童生徒の状況に応じて、学級種別よりも個々の教育的ニーズを起点に支援・指導を組み立て、個別最適な学びが実現できるよう取り組んでいます。

現在、鎌倉市では、新しい教育大綱で掲げた「学習者中心の学び」を全ての子どもに実現できるよう、特別支援学級に限らず、在籍する学校や学級の垣根を超えて個別最適な学びや教育的ニーズに応じた支援・指導を提供するためにどんな取り組みができるのか、より良い支援・指導を提供するべく日々改善しているところです。

このような考え方を前提として、就学及び特別支援学級入級承認通知書には必ずしも学級の種別を記載しておらず、個別の指導計画において学級種別を記載している小学校は16校中2校となっています。子どもの教育的ニーズに適した学びを実現するには、知的障害学級か自閉症・情緒障害学級かといった学級種別に固執することなく、一人ひとりの子どもの実態を丁寧に見取り、その子どもの発達段階や教育的ニーズを起点にして、支援や指導を考えることが大切だと考えています。

また、就学支援委員会では、特別支援教育に専門的な知見を有する教員等による観察や、

保護者から提供された情報や資料に基づき教育学、医学、心理学等の観点から、児童生徒の実態と教育的ニーズを総合的かつ慎重に審議し、特別支援学校、特別支援学級又は通常の学級のいずれか望ましい就学環境を判断しています。学級種別や在籍学級に関する最終的な意思決定は教育委員会が行いますが、保護者の方には、就学相談を通じて就学支援委員会での審議内容や指導主事や関係機関が見取ったお子様の実態と予想される教育的ニーズを伝え、学習環境や支援・指導内容への理解を深めていただくとともに、どのような選択肢があるのかをお伝えした上で、納得感をもって手続きを進めていただくことが大切であると考えております。

この度ご指摘いただいたように、就学相談において情報提供が不十分と感じられているご家庭があることは反省すべき点であり、次年度からは通知書や個別の指導計画に学級種別を記載するとともに、保護者の方々がお子様の教育的ニーズや学校における教育環境に理解を深めていただけるよう努めてまいります。

以上